

## 別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱

制定 令和6年4月19日

別府市告示第234号

改正 令和6年8月30日

別府市告示第393号

改正 令和8年4月1日

別府市告示第129号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒がそれぞれの特性に合った通いの居場所を確保し、不登校状態を起因とした孤立を防ぐことを目的として、予算の範囲内において別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、市内に住所を有するものをいう。
- (2) 不登校児童生徒 児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因・背景により、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校しない又はしたくともできない状態にあるために登校が困難なものをいう。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設をいう。
- (4) 確認フリースクール等 フリースクール等のうち、次に掲げる基準を全て満たしていることを市長が確認したもの及び市長が特に必要

と認めたものをいう。

ア 法人が経営していること。

イ 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。

ウ 原則として週に1回以上開所し、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。

エ 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援、教育相談等に関する取組を提供していること。

オ 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、当該不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。

カ 市長又は学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、当該不登校児童生徒の在籍学校と連携することができること。

キ 業務上、知り得た不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取扱うとともに、他に漏らさないこと。

(5) 保護者 不登校児童生徒の父若しくは母又は当該不登校児童生徒が通所しているフリースクール等に利用料等を納入している者をいう。

(6) 利用料 確認フリースクール等に在籍する不登校児童生徒に対して提供する活動に対して、当該確認フリースクール等が保護者から月ごとに徴収する対価及び活動、体験学習等に掛かる費用をいう。ただし、入学料、施設整備費の類は除く。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 確認フリースクール等に、原則通所する不登校児童生徒の保護者であること。

(2) 不登校児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校と確認フ

リースクール等が相互に情報共有することを承諾すること。

(3) 市や県の相談機関と必要に応じ連携ができること。

(4) 補助金以外に次条第1項に規定する補助対象経費に対する補助、助成等を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者を補助対象者とすることができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる費用は、補助対象者が確認フリースクール等に支払う利用料とする。

2 補助金の額は、利用料(消費税及び地方消費税を除く。)の額に4分の3(生活保護又は就学援助の受給者にあつては10分の10)を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、30,000円を上限とする。

(補助対象者の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助対象者認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までに行ななければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 4月1日時点で確認フリースクール等に入所している場合 同月30日

(2) 確認フリースクール等に新たに入所(入所に至らなくても体験入所等で利用料が発生したときを含む。)した場合 入所の日から30日が経過する日(2月28日以降に入所し、利用料が発生する場合は3月31日)

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 市長が定める日

(補助対象者の認定等)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があつたときは、その内容の審査を行い、補助対象者として認定するか否かを決定するものとする。

この場合において、市長は、当該申請に係る不登校児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の規定により、補助対象者として認定したときは別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助対象者認定通知書(様式第2号)により、補助対象者として認定しないときは別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助対象者不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により補助対象者として認定した申請者(以下「補助認定者」という。)が偽りその他不正な手段により補助対象者として認定を受けたと認めるとき又は補助対象者の要件を満たさなくなったと認めるときは、補助認定者の決定を取り消すことができる。この場合は、別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助認定者取消通知書(様式第4号)により、当該補助認定者に通知する。

(在籍学校及び確認フリースクール等への情報提供)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助対象者として認定したときは、当該認定に係る不登校児童生徒の在籍学校及び入所している確認フリースクール等に対し、第5条第1項に規定する申請の内容について情報提供を行うものとする。

(変更の届出)

第8条 補助認定者は、第5条第1項に規定する申請の内容を変更しようとするときは、速やかに別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助認定変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第9条 補助認定者は、次の各号に掲げる期間に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該各号に定める期間内に、別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請兼実績報告書(様式第6号)に別府市フリースクール等利用確認書兼補助対象経費報告書(様式第7号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 4月1日から6月30日までの期間 7月1日から同月末日

(2) 7月1日から9月30日までの期間 10月1日から同月末日

(3) 10月1日から12月31日までの期間 翌年1月1日から同月末日

(4) 1月1日から3月31日までの期間 同日

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに定める期間に同項に規定する交付申請ができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、同項第4号に定める期間までにすることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項に規定する交付申請があった場合は、当該交付申請の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び交付する補助金の額を確定し、別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助決定通知書(様式第8号)により当該交付申請をした補助認定者に通知する。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助認定者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書(様式第10号様式)により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を求める。

(確認フリースクール等に係る市長の確認)

第14条 確認フリースクール等として市長の確認を受けようとする者は、

別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助適用確認フリースクール等申請書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の定款及び役員名簿
- (2) パンフレット等のフリースクール等の概要が分かるもの
- (3) フリースクール等の構成員（スタッフ）名簿
- (4) 相談員が有する資格を証する書類
- (5) 不登校児童生徒の在籍学校との連携内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、確認フリースクール等として確認できたときは別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助適用確認フリースクール等決定通知書（様式第12号）により、確認フリースクール等として確認できなかったときは別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助適用不確認通知書（様式第13号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（確認フリースクール等の変更、廃止、休止及び再開の届出）

第15条 確認フリースクール等として確認を受けた者は、前条第1項に規定する申請の内容に変更があったときは、速やかに別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助適用確認フリースクール等変更届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 確認フリースクール等を廃止、休止又は再開するときは、速やかに別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助適用確認フリースクール等廃止・休止・再開届（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（確認フリースクール等に係る確認の取消し）

第16条 市長は、確認フリースクール等がその基準を満たさなくなったときは、第14条第2項の規定による確認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により確認を取り消したときは、別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用確認フリースクール等取消通知書（様式第16号）により確認フリースクール等として確認を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

(令和6年度における補助金対象者の認定申請等の特例)

2 令和6年度において第5条第2項第1号の規定を適用するに当たっては、同号中「同月30日」とあるのは、「この要綱の施行の日から30日が経過する日」とする。

3 令和6年度において第5条第2項第2号の規定を適用するに当たっては、同号中「入所の日」とあるのは、「入所の日又はこの要綱の施行の日のいずれか遅い日」とする。

4 令和6年度において第9条第1項第1号の規定を適用するに当たっては、同号中「7月1日から同月末日」とあるのは、「8月1日から同月末日」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月19日から適用する。